

## 貸借対照表

(2026年3月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,022,932</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>775,732</b>
売 掛 金	515,750	買 掛 金	437,342
仕 掛 品	2,700	未 払 金	42,153
貯 蔵 品	966	未 払 事 業 所 税	1,514
前 渡 金	3	未 払 法 人 税 等	11,421
前 払 費 用	41,076	未 払 費 用	17
短 期 貸 付 金	2,420,510	契 約 負 債	103,833
未 収 入 金	15,490	預 り 金	2,355
未 収 消 費 税	26,435	役 員 賞 与 引 当 金	8,943
<b>固 定 資 産</b>	<b>177,519</b>	賞 与 引 当 金	160,416
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,792</b>	株 式 給 付 引 当 金	6,960
工 具 器 具 及 び 備 品	6,792	株 式 報 酬 引 当 金	773
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>18,721</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3</b>
商 標 権	1,971	退 職 給 付 引 当 金	3
ソ フ ト ウ ェ ア	16,749	<b>負 債 合 計</b>	<b>775,736</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>152,006</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
差 入 保 証 金	24,614	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,424,715</b>
前 払 年 金 費 用	97,107	<b>資 本 金</b>	<b>450,000</b>
繰 延 税 金 資 産	30,283	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>450,000</b>
		資 本 準 備 金	450,000
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,524,715</b>
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,524,715
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,524,715
		(うち当期純利益)	265,231
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,424,715</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,200,451</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>3,200,451</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具及び備品 4年

#### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（10年）に基づく定額法によっております。

### 2. 引当金の計上基準

#### (1) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (3) 株式給付引当金

従業員に対する当社グループ株式の給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。

#### (4) 株式報酬引当金

役員に対する当社グループ株式の給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、当事業年度末においては年金資産が退職給付債務を上回っているため、投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

#### (1) ブラウザゲーム事業

ブラウザゲームで展開するゲーム内で利用可能なアイテムの販売については、顧客へアイテムを引渡し、かつ、販売したアイテムを顧客が利用するためにブラウザゲームを継続的に運営することを履行義務として識別しております。

当該アイテムの販売については、顧客がアイテムを利用する期間にわたり履行義務が充足されると判断し、顧客によるアイテムの見積利用期間にわたって収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業については、成果物の引渡し又は個別に定められた契約期間に渡る役務の提供により履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。